保全レター 四国

２０１８年８月発行　（臨時号）

四国地方整備局営繕部
保全指導・監督室

もくじ

1. 風水害等災害への事前対応について
2. 四国地区官庁施設保全連絡会議（報告）について
3. 保全Ｑ＆Ａ（省エネ診断の仕様書について）

１．　風水害等災害への事前対応について

今年度は、7月の西日本豪雨、東から上陸する想定外の台風等自然災害がすでに多く発生していますが、台風や豪雨等は、気象情報を確認し、事前の備えを行うことにより、被災の防止や軽減が可能となります。台風や豪雨等の事前点検のポイント等について以下に示しますので参考にしてください。

1. 事前点検ポイント
   （1）強風による破損、転倒等の防止
   （2）庁舎からの飛散物による周辺への二次災害防止
   （3）室内への雨水などの浸入防止
   （4）自家発電設備等の業務継続に必要な機器等の確認

2. 事前点検の部位別の確認事項と対応（例示）
   （1）屋上
   ① 排水の状態（排水口が堆積物やゴミで塞がれていないかなど）
   →排水口周辺の堆積物やごみを除去する。
   ② アンテナ、エアコン室外機、高置水槽等機器類及び囲い部分の基礎の固定状況
   →不良があれば専門業者等へ補修を依頼する。
   ③ 手すりの脚部の固定状況（脚部に発錆等が生じてぐらついていないかなど）
   →不良があれば専門業者等へ補修を依頼する。
   ④ その他強風で飛ばされる可能性がある物品等の設置状況
   →不要な物品、ゴミ等を除去する。

（2）ルーフドレン及びとい

① 排水の状態（堆積物やゴミで塞がれていないかなど）
→堆積物やゴミ等を除去しルーフドレン等の状態を確認する。

（3）トップライト（天井のあかりとり窓）

① 傷、割れ、変形及び破損の有無
→不良があれば専門業者等へ補修を依頼する。

（4）外壁

① 仕上げ材の剥落（タイル等）、浮き等の有無
→不良があったら付近への立入禁止措置を行う。
② 外灯等突出部分の固定状況（さびやがたつき）
→不良があれば専門業者等へ補修を依頼する。

（5）屋外階段及びバルコニー

① 排水の状態（堆積物やゴミで塞がれていないかなど）
→排水口周辺の堆積物やごみを除去する。
② 飛散のおそれ、通行の妨げになる物品の処置状況
→強風による飛散防止措置、物品の片付けなどを行う。

（6）外部建具（扉、シャッター、窓など）

① 外部建具及びその周辺からの漏水の有無
→普段は異常がないが過去の豪雨時に漏水が発生したことがある場所は、荷物の移動や養生などの漏水対策を行う。特に強風をともなう雨の場合は、通常では漏水しない部分からも雨水が浸入する恐れがある。
② 開閉作動状況、施錠状況（確実に施錠できるかなど）
→台風接近前に窓ガラス等は閉めるだけでなくクレセント錠を確実に施錠する。
③ ガラスの傷、破損等の有無
→破損した箇所は飛散防止措置や応急措置を行う。
④ その他漏水や浸水が懸念される箇所の止水対策
→止水対策を確認し必要に応じて応急対策を行う。

（7）屋外

① 工作物（屋外掲示板、庁名板、外灯電柱等）の損傷・傾斜・腐朽・脱落等の有無
→脱落、落下防止措置を実施する。
② 屋外設置の分電盤、制御盤、受水槽、高架水槽、オイルタンク等の蓋の施錠状況
→施錠を徹底する。
③ マンホール及びハンドホールの蓋の損傷の有無
→確実に蓋を閉める。破損が確認された部位は浸水に対する土のうなどの対策を行う。

④　格子蓋やグレーチングの固定状況及び損傷・脱落・紛失等の有無
　→確実に蓋を閉める。
⑤　雨水ます、側溝の排水状況（堆積物やゴミで塞がれていないかなど）
　→排水状況を確認し悪い場合は清掃を行う。
⑥　高木等の倒木の可能性
　→倒木の恐れがある場合は、影響範囲に対する立入禁止等の措置を行う。
⑦　門、へい、標識等の取付状況
　→門やへいに傾きがある場合は周辺への立入禁止措置、標識のガタツキがある場合は脱落防止措置を行う。
⑧　飛散のおそれ、通行の妨げになる物品の処置状況
　→強風に対する飛散防止措置、物品の片付けを行う。

（8）防水堤、止水板等
①　防水堤、止水板等の設置又は作動状況
　→亀裂・損傷等の補修、作動しない場合は修理の依頼などを行う。

（9）自家発電設備等
①　自家発電設備の燃料油量、動作確認※
　※：災害発生時に活動が必要な施設である場合
　→燃料不足分の補充、不具合があれば専門業者による修理を行う。
②　非常用照明の作動状況
　→点検未実施の場合は、専門業者による点検を実施する。

（10）屋外設置の電源設備（受変電設備、自家発電設備）
①　装置外観の確認（腐食、穴あき等の雨水が侵入しそうな部分はないか）
　→該当する部分があれば専門業者による修理を行う。
②　装置周辺の排水溝の状況を確認
　→排水溝に泥や落ち葉等が堆積している場合は清掃する。

また、台風等の通過後も事後点検を実施し、危険箇所の有無の確認及び、必要により危険箇所への立入禁止等の措置を講じ、二次災害の防止に努めるなど、施設利用者等の安全確保にご配慮願います。事後点検を実施する際は、安全確保のため必ず２人以上で行うようお願いします。

なお、上記の「事前点検の部位」については、下記リンク先の「支障がない状態の確認」についてのパンフレットを参考にしてください。

支障がない状態の確認：http://www.mlit.go.jp/common/001227431.pdf

施設が被災した場合は、下記に示す「官庁施設の被災情報伝達要領」における「被災情報伝達様式」にて国土交通省四国地方整備局営繕部までご報告願います。

官庁施設の被災情報伝達要領:http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

２．　四国地区官庁施設保全連絡会議（報告）について

四国地方整備局営繕部では、施設保全責任者等の皆様を対象に、適正な保全業務を効率的に実施していただくために、保全に関する有益な情報提供と意見交換を行う場として、毎年四国４県で「四国地区官庁施設保全連絡会議」を開催しています。今年度も平成３０年７月９日から平成３０年７月２５日の期間内で、徳島県、愛媛県、高知県、香川県の４会場にて国家機関、地方公共団体、独立行政法人から７０機関８５名の方に参加していただき、下記の説明内容で開催しました。

なお、参加された方の保全経験年数は7割の方が2年未満でした。お忙しいところ多くの皆様にご参加いただき大変ありがとうございました。

【説明内容】

1. 「国家機関の建築物等の保全の現況」等について
2. 支障がない状態の確認について
3. 保全担当者のための応急処置ハンドブックについて
4. 新たな政府実行計画について
5. 官庁施設情報管理システム（BIMMS－N）の活用について
6. 現地実習等

会議に際していただいたアンケートでは、各議題について理解できたというご意見が約9割を占め、中でも今回初めて資料として使用した「支障がない状態の確認」「応急処置ハンドブック」のパンフレットは、とても参考になる等の意見をいただき好評でした。反面、開催時期が暑い時期なので現地実習があるならもう少し涼しい時期に開催して欲しい、ビデオの点検と同等の現地実習があれば良いといったご意見もありました。

今後の会議では、皆様よりいただきました意見、要望をふまえた構成とし、また、タイムリーな話題も取り上げていきます。あわせて、本会議を通じ、施設管理者の皆様に少しでもお役に立てるようにしていきたいと思います。

なお、当日に充分ご理解・ご確認いただけなかった事項や会議資料の内容がありましたら、お気軽に問い合わせください。

1.「国家機関の建築物等の保全の現況」について			
よく理解できた	概ね理解できた	あまり理解できなかった	ほとんど理解できなかった
23	58	4	0

1.「国家機関の建築物等の保全の現況」について		
短い	適当	長い
3	74	3

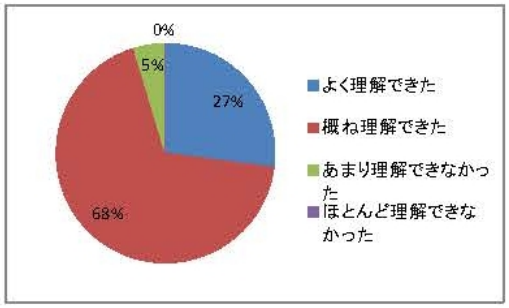

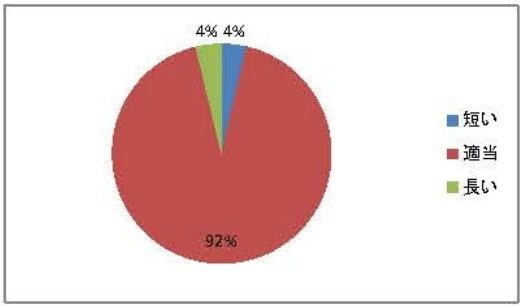

アンケート集計結果（一部抜粋）

３．　保全Ｑ＆Ａ（省エネ診断の仕様書について）

四国地方整備局営繕部では、四国地区官庁施設保全連絡会議終了後に保全相談コーナーを設けているほか、後述の「保全レター四国」事務局にて、随時電話及びメールで相談を受付けています。その中で相談のあった内容について紹介させていただきます。

Ｑ　保全連絡会議のなかで、省エネルギー診断を平成３１年度までに実施しなければならないと説明を受け、平成２８年６月２９日に省エネ診断の仕様書が共有されているとのことですが、その仕様書のご提供頂けるものはありますでしょうか。

Ａ　保全連絡会議で説明を行った環境省中国四国環境事務所高松事務所に照会し、回答された省エネ診断の仕様書について環境省本省から送付されたものを参考送付します。
また、環境省のＨＰに政府実行計画に関する「各府省庁の実行計画」が記載されています。省エネルギー診断等を実施される場合は、府省庁ごとに調整頂き適切な実施をお願いします。

各府省庁の実行計画：https://www.env.go.jp/earth/action/ministries-3.html

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞「保全レター四国」事務局 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

○「保全レター四国」の配信中止・配信先変更のご希望等がありましたら、事務局まで
ご連絡頂きますようお願いします。

また、所掌の関係施設がございましたら適宜転送していただければ幸いです。

○　保全について、困りごとやご質問等がございましたら遠慮なくお知らせください。

○　この保全レターは不定期に配信しています。

国土交通省四国地方整備局営繕部保全指導・監督室

〒760-8554

香川県高松市サンポート 3-33　高松サンポート合同庁舎（北館）13 階

TEL　087-851-8061　　　　　　FAX　087-811-8436

担当　竹内（たけうち）（内線 5181）　大平（おおひら）（内線 5526）

E-mail skr-hozenkan@mlit.go.jp

∞∞